

## 会派等からの質問事項【農地関係】

質問No.	会派名等	質問内容	回答	担当
1	一関市議会公明党	(資料P21)「1原因者の特定作業」では、土地所有者、工事施工業者、盛土提供者が対象となっているが、広義の意味から市農林部・農業委員会は対象とならないのか。 また、(5)の「その他原因者の特定作業に必要な調査」とは、具体的にはどのようなことを指すのか。	原因者とは、農地法第51条第1項で規定する次のいずれかに該当する者(違反転用者等)である。 ① 農地転用の制限(農地法第4条及び第5条)の規定に違反した者又は一般承継人 ② 農地転用の制限(農地法第4条及び第5条)の許可に付した条件に違反している者 ③ 上記①又は②に該当する者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人  このことから、市、市農業委員会は原因者の対象とはならない。 また、(5)の「その他の原因者の特定作業に必要な調査」とは、資料21ページに記載の(1)から(4)以外に必要な調査である。	農業委員会
2	清和会	農地性が回復し、違反転用の状態が是正されれば時間がかかっても農地として判断されるのか。	今後、県が是正方針確定後にその是正方針に従って是正された時点で、農地として判断されるものと考えている。	農業委員会
3	清和会	農地性を回復するとはどの程度の回復をもって農地性が回復したと判断するのか。	「農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日12構造B第404号農林水産事務次官通知)」において、 ・「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。 ・この場合、「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地(休耕地、不耕作地等)も含まれると定義されている。 今後、県が是正方針確定後にその是正方針に従って是正された状態で、農地として判断されるものと考えている。	農業委員会
4	清和会	(資料P3・19)違反転用に関する対応の中で、違反転用の原因者を特定し、原因者に是正を指導するとしているが、指導の内容は原状回復(盛土撤去)しかないのか、他の指導を検討しているのか。	違反転用の是正は原状回復が原則とされている。	農業委員会
5	清和会	遠隔地の方への聞き取りがいまだに実施されていない理由は何か。 また、申請者との関係は。 遠隔地の方とはどこの方が。	土地所有者からの聞き取りについては、聞取調査の案内をした日に欠席したことにより、次回の聞取日の日程調整が必要となっているもの。 遠隔地とは、県外である。	農業委員会

質問No.	会派名等	質問内容	回答	担当
6	清和会	農業委員が職員に盛土の確認をした際、問題はないと話されたという新聞記事の真偽を調査する必要があるのではないか。	令和6年7月17日に発行された岩手日報の記事に関し、内容の真偽は既に確認している。 質問の箇所は、記事本文の2段目の「くろ（畦畔）があるから（農地で）いいんだ」というかぎ括弧部分を捉えた質問と推察するが、職員はこのような発言はしておらず、事実ではない。	農業委員会
7	清和会	原因者の特定に至るまでの具体的な把握方法について伺う。また、1筆ごとに原因者を特定するということが、原因者が複数（例えば農業者や施工業者など）にまたがることも考えられるのか。その場合の原因者負担割合はどのようなのか。	原因者の特定に至るまでの具体的な把握方法については、 ・ 盛土に至る経緯等について土地所有者、工事施工業者、盛土材提供者などの関係者からの聞き取り ・ 工事実施に係る契約書類や請求書類などの内容確認 ・ 盛土農地での現地調査 ・ これまでに調査した結果や徴取した書類などに基づく追加調査 ・ 調査結果の事実確認の調査 これらを行っていくことにより把握していく。 原因者とは、No.1に記載したとおりであるが、これらの原因者は、その農地に盛土される経緯等によっては複数にまたがることも考えられる。	農業委員会
8	清和会	そもそも農業者がどのような理由で石灰砂礫を搬入したのか、その理由（思い）を聞き取りしたのか伺う。	盛土する経緯や理由については、土地所有者から聞き取りを行っている。	農業委員会
9	清和会	農地の原状回復を命令されているが、その後、農業者が耕作をするかどうかの聞き取りは行っているのか。	農地の原状回復命令は、なされていない。 農地性の回復についての方針を検討する上では、耕作者の今後の耕作意向の有無を確認することが必要であり、聞き取りを行っている。	農業委員会
10	清和会	請願者からの話では、初めの変更届の時点で適切な指導があればそれに従ったとしている。「クロ（畦畔）があれば大丈夫」とする言葉は、どこから発せられたのか。 農業委員会では、このことをどうして長年放置したのか。	畦畔があれば農地と認めるという見解を、市農業委員会が示したことはない。 農地現状変更届出は、農地を農地として使うことを前提とした制度であるが、届出内容の十分な確認や、施工中、完了後の適切な指導ができていなかったという部分で市農業委員会の責任はあり、制度をきちんと周知できていなかったということは反省点であると考えている。	農業委員会
11	清和会	今後の県の指導は、農地現状回復ということであるが、それは農業者の今後の耕作意向や意欲に沿っているのか。 農業者の意向が耕作しなくなった場合、農地法の中でどのような解決方法があるのか。	是正方針の検討を終えていないことから、農業者の今後の耕作意向や意欲に沿っているかは不明である。 違反転用に対する処分については、農地法第51条に定められており、知事等は「相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するために必要な措置」を講ずべきことを命ずることができることから、農業者の意向に関わらず、原則原状回復とされている。	農業委員会
12	一関みらい	（資料P18）農地の現状変更届の手続では、あくまでも届出があったという証で許可ではないと説明されたが、今回の農家（当事者）の方の中で、許可ではないと認識していた方は何人いると思うか。	調査を行っておらず、不明である。	農業委員会

質問No.	会派名等	質問内容	回答	担当
13	一関みらい	(資料P18) 当該期間内で現状変更届提出後に、農地転用許可済証が発行された事例はあったのか。	本件盛土農地以外で、平成26年度から令和4年度に現状変更届が提出され、その後に転用許可済証が発行された事例はあった。	農業委員会
14	一関みらい	農地違反転用に関する対応について、農業委員会会長の所感を伺いたい。	別紙のとおり	農業委員会
15	一関みらい	(資料P13) 令和4年度の農業委員会の具体的な対応の説明について、盛土施工業者には口頭で指導し、土地所有者には文書で通知したとあるが、なぜ口頭での指導と文書での通知とに指導内容を分けたのか。	農地現状変更届の届出人は、農地の所有者または耕作者であり、本来は届出人に対して指導すべきものであったが、本事案においては対象者が多く、個別の指導には時間を要すること及び同一の業者により施工が行われていたことから、まず、業者に対し現状が農地現状変更届出指導要綱の誓約内容に違反していることを理解してもらう必要があると考え、口頭指導を行ったものである。その後、本来の指導対象者である農地現状変更届の届出人に対し文書指導を行ったものである。	農業委員会
16	輝郷会	原因者の特定と違反転用の全容解明に努めているが、調査には多くの時間を要するとして、今後のスケジュール感を明確に示していない。しかし、すでに多くの時間を費やしており、交付金の返還期限を令和7年3月末としていることから、やはり令和7年3月末を目途に調査を終了するなど、一定の区切りをつけての対応が必要ではないか。	10月4日に開催された農地現状変更等に関する調査特別委員会において配布した資料の3ページで説明したとおり、各種交付金の返還と農地性の回復とは、それぞれ別の制度での対応となる。 期限を定めてというご意見であるが、農地性の回復については、必要とされる調査を行い原因を究明していくことが重要であると捉えている。	農業委員会
17	輝郷会	対象農地について、農地活用するための覆土の投入を止めているところもあるが、覆土の投入を認めて、農地として活用することを促進する考えはないか。	No.2と同じ	農業委員会
18	日本共産党一関市議団	(資料P13) 農業委員会の施工業者への口頭指導と文書での通知とはどのようなものか。	令和4年度時点では、農業委員会として当該事案を「農地現状変更届出どおりの施工が完了していない状態」ととらえていたため、農地現状変更届の誓約書どおりに表土を改善するよう指導したものである。 その後、県から違反転用の考え方についての指導を受け、「農地現状変更届出どおりの施工が完了していない状態」ととどまらず、違反転用に当たる可能性があり盛土の撤去も想定されたことから、令和5年3月6日付で表土の是正を保留するよう指導の訂正を行っている。	農業委員会
19	日本共産党一関市議団	(資料P15) 農地現状変更届の流れについて、工事完了報告書提出後の農業委員会の対応はどのようになっているのか。	一関市農業委員会農地現状変更届出指導要領の第8に完了後の調査及び指導について、 ・ 会長は、農地現状変更完了報告書の提出があったときは、地域農業委員及び農地利用最適化推進委員にその旨を報告するものとする ・ 地域農業委員及び農地利用最適化推進委員は、利用目的に照らし適当でないと判断したときは、届出人に対し目的に沿った利用がなされるよう指導するものとする と規定している。	農業委員会

## 農地違反転用に関する対応についての農業委員会会長の所感

一関市農業委員会 会長 小澤 仁

私が、本件について情報として知ったのは、農業委員就任時の令和3年の秋です。毎月の総会の度に、東山地域の委員が、繰り返し話題として取り上げていましたが、期数を重ねている委員を含め、ほとんどの同僚委員は、対岸の火事というような認識なのか、問題に対する詳しい情報を知り得ずにおり、対応に必要な議論と調査が不足していたと感じております。

事務局からは、現在調査中との説明が繰り返されるばかりでしたが、私自身、問題への関心が高まったので、事務局に現地を見たいので案内して欲しいと申し出たところ、職員から「場所を教えるので自身で行って欲しい」との説明でした。これらの経過については、令和6年2月開催の第30回総会の議事録のとおりです。

事務処理について、反省すべき点は多く、届出内容審査の際、提出書類のみでは、読み取れない事項について、施工業者を含めた関係者へのヒアリング等を行うべきであったこと、施工状況の監視指導、農地現状変更完了報告書提出時の内容の見極め及び工事完了後の当該農地の現地確認と各種指導が確実に対応されていなかったこと等が、今回の事案の発生を防止できなかった最大の理由であると認識しており、今後、必要に応じた善処策をとりまとめ、市民の皆様へ提示できますよう、最優先の課題として取り組んでまいります。

中立委員の立場から申せば、市民感覚からすると農地の違反転用と交付金の関係は、不即不離と捉えられるのは致し方なく、本件について、報道が先行している状況を鑑みれば、よりわかりやすい的確な説明努力が必要と推察します。

今後の対応について、去る10月4日に会長、職務代理者、農地、農政各委員会の正副委員長の執行部6名にて慎重に協議を行い、各種運営方法の見直しや農業委員会独自に特別委員会設置の準備を進めることを確認し、10月25日開催予定の運営委員会を経て、総会にて提案する予定としております。また、本件に係る知識向上を図るため、新農業委員を対象とした盛土農地の現地視察を実施いたします。

農業委員会としては、新体制が発足したことから、組織を再点検し、早急に再発防止に向けた業務改善の取組を進めて参りたいと思います。